

第127号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

市有地の維持管理の瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 事故発生日 | 令和2年7月21日（火）頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 蒲郡市拾石町墓土5番
墓土墓地 |
| 3 | 損害賠償の相手方 | 蒲郡市形原町細田30番地1
大竹 康俊 |
| 4 | 事故の状況 | 上記発生日及び場所において、当該場所に隣接する市が所有する土地の斜面に生えていた木が倒れ、相手方所有の墳墓に当たり、墳墓の一部が損傷した。 |
| 5 | 損害賠償額 | 702,000円 |

提案理由

損害賠償の額を定め、及び和解するため提案する。